

令和 5 年（2023 年）10 月 24 日
午後 3 時 15 分～午後 3 時 45 分
於：高層棟 4 階 特別会議室及びオンライン
行政経営部 企画財政室

令和 5 年度 第 4 回政策調整会議 令和 6 年度（2024 年度）の組織改正について

吹田市第 4 次総合計画のさらなる推進や新たな政策課題に対応するため、限られた職員数の中で効果的かつ効率的に行政運営を行える体制とします。

1 令和 6 年度組織改正の考え方

- (1) 子供・子育て支援に関連する施策をさらに推し進めるための体制整備
- (2) 類似業務の集約などによる、業務の効率化と最適化
- (3) その他

2 組織改正の概要 参考資料

(1) 子供・子育て支援関連施策に関する体制整備

ア 「子育て支援センター」の設置

改正児童福祉法の施行（令和 6 年（2024 年）4 月）に伴い、市区町村の努力義務となっているこども家庭センター（妊産婦・子育て世代・子供へ一体的に相談支援を行う機関）として「子育て支援センター」を設置し、その業務に必要な組織体制を構築するため、

- ・ 健康医療部母子保健課を児童部に移管し、子育て政策室の所掌する障がい児通所支援に関する業務を受けた上で、「すこやか親子室」とする。
- ・ すこやか親子室、家庭児童相談室、こども発達支援センターで「子育て支援センター」を構成する。

イ こども発達支援センター内の組織（地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園）の整理
同じく改正児童福祉法の施行に伴う児童発達支援の類型（福祉型・医療型）の一元化に伴い、わかたけ園（医療型）・杉の子学園（福祉型）の職員が相互に支援できるようにすることなどを目的に、組織としての地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園を廃止（施設名称は残す）し、こども発達支援センターに統合する。

(2) 業務の効率化と最適化

ア 税務部

税制課を市民税課に統合した上で、資産税課の所管する証明発行業務についても移管し、税務部の証明発行窓口を一本化する。なお、資産税課の証明業務の移管は令和 6 年 10 月を予定。

イ 健康医療部

国民健康保険課と成人保健課で実施していた特定健康診査等事業及び健診助成事業等の保健事業について、一連の業務を一元化することにより、業務の効率化が図れることから、当該事業のうち国民健康保険課が所管する業務について、成人保健課へ移管する。

ウ 消防本部

令和6年4月の吹田市総合防災センターの稼働にあわせて、指令情報室を当該施設へ移転することに伴い、同室の業務のうち、5市が共同で実施する業務に該当しない指揮支援及び調査に係る業務を警防救急室に移管する。

(3) その他（室課の名称見直し）

市の業務におけるDXを政策的に推進していく部署としてふさわしい名称とするため、行政経営部の情報政策室を「デジタル政策室」へと名称変更する。

3 施行予定日

令和6年4月1日（ただし資産税課の一部業務移管は令和6年10月）

※ 今回の組織改正については吹田市事務分掌条例の改正は不要であるため、吹田市事務分掌規則及び関連規則の改正等を行い、上記予定日に施行する。

【参考】

（令和5年4月1日現在） 19部、58室、38課

（令和6年4月1日現在） 19部、59室、33課（室：1増 課：5減）